

（仮称）みよし市ポイ捨て等の防止に関する 条例（案）について意見を募集します



ゴミゼロ
530運動（三好高校）

▼パブリックコメント募集期間

9月15日（木）から10月19日（水）まで

▼問い合わせ＝環境課

☎(32)8018 ㊟(32)25885

環境美化の推進を図り、市民の快適な生活環境を確保することを目的に、みよし市では「（仮称）みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例（案）」（平成24年4月1日施行・罰則適用7月1日施行予定）の制定を目指し、準備を進めてきました。

今回、条文（案）がまとまりましたので、パブリックコメント制度により公表し、皆さんからのご意見を募集します。

条例制定の背景

みよし市では昭和55年から、春と秋の年2回市内一斉530^{ゴミゼロ}運動をはじめとする環境美化活動に努めています。また、環境美化とマナー意識の向上を目的とした、「環境美化に関する条例」を制定し、市民の意識の向上に取り組んでいます。しかし、市内ではまだ一部の心無い人たちによるたばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てや犬のふんの放置が見受けられ、快適な生活を阻害する行為が後を絶たない状況にあります。この状況を解消すべく、罰則規定を盛り込んだ条例を制定することにより、一人一人が市内の環境美化について意識し、取り組んでいただき、より住みやすく、きれいなみよし市を実現しようと考えています。

条例の主な内容

◆禁止行為などについて

①空き缶、吸い殻などの投棄

空き缶、吸い殻などのポイ捨てを禁止します。ポイ捨ての対象となるものは、飲食物の缶、びん、ペットボトルなどの容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、その他これらに類する物で、捨てられることによつてごみの散乱の原因となるものです。

※違反した場合は2万円以下の罰金が科される場合があります。

②飼い犬などのふんの放置

飼っている犬などの動物が公共の場所や他人の土地でふんをしたとき、飼い主がそのまま放置することを禁止します。

※違反した場合は、2万円以下の罰金が科される場合があります。

③回収容器の設置および管理

自動販売機により飲食物を販売する者は、空き缶、ペットボトル、紙パックなどを回収するための回収容器を設置するとともに、回収容器が空き缶などであふれ、散乱するおそれのないよう適切な管理をしなければなりません。

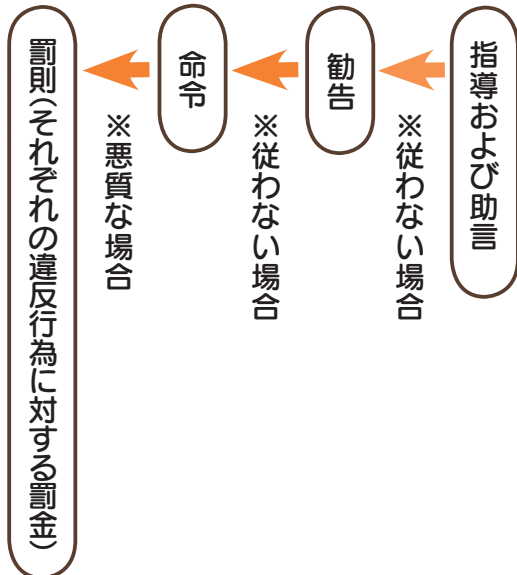
※違反した場合は、5万円以下の罰金が科される場合があります。

④散乱ごみの回収

公共の場所で印刷物を配布した者は、散乱している印刷物を回収しなければなりません。公共の場所で催し物を行った者は、散乱している空き缶、吸い殻などを回収しなければなりません。

※違反した場合は、5万円以下の罰金が科される場合があります。

◆罰則までの流れについて



条例の施行時期

平成23年12月定例市議会に条例案を上程し、平成24年4月1日から施行予定。ただし、罰則規定は平成24年7月1日からの施行を予定しています。

●皆様のご意見をお聴かせください●

(仮称)みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例(案)に対する皆様のご意見をお聴かせください。なお詳しい条例案の内容は、みよし情報プラザ(市役所西館1階)、サンネット、またはみよし市ホームページ(<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp>)でご覧になれます。

▶意見の提出方法=平成23年9月15日(木)から10月19日(水)までに住所・氏名・電話番号を明らかにして、環境課へ次のいずれかの方法で(様式は任意)

- ①郵便…〒470-0295(住所記入不要)
- ②電子メール…✉kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp
- ③ファクス…☎(32)2585 ④直接持参

